

東京三弁護士会合同研修会 「成年後見実務の運用と諸問題」

2022年12月12日(月)、弁護士会館講堂クレオにて、東京家庭裁判所後見センターの村主幸子裁判官、日野進司裁判官及び田中佐和子裁判官をお招きし、東京三弁護士会主催の研修会「成年後見実務の運用と諸問題」を実施した。講演内容は今後の成年後見業務を行う上で極めて有用かつ重要な事項に関するものであり、研修会に参加できなかった会員の方々にも情報を提供すべく、研修内容から特に関心の高いと思われる内容を抜粋して紹介する。研修内容全文については、オアシスニュースとしてオアシス MLで配信及び会員サイトに掲載している。

アクセスは
こちらから

<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/koureisyougai/news/20221212.html>

東京弁護士会会員サイト>委員会・法律研究部>委員会>高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

後見監督事務に関する問題について

本人との面談について

一般的には、後見人の財産管理事務・身上保護事務に対して適切に監督をするためには、本人と面談をして、本人の心身や生活の状況、財産管理や居所・生活環境などに関する本人の意向や希望、本人と後見人との関係性などを把握しておく必要があることが多い。

例えば、本人や本人の支援者などから、入所施設における施設職員や入所施設側の対応について問題点が指摘されて、本人ももうこの施設は嫌だと思って変更を希望し、本人の財産状況からも対応が可能である、それにもかかわらず後見人が何も対応しないというときには、身上保護事務に問題がありそうだと考えられる。そうしたときに、本人と面談して、入所施設の実態や本人の意向を把握する必要があるし、本人の生活費として適切な額が支払われているのか、適切な福祉サービスを選択しているのかなどを把握する必要がある。

では面談は必ずしなければならないのかというと、現実問題としてコロナ禍において、本人と面談ができない場合もあるし、そのほか監督の対象となっている具体的な財産管理事務や身上保護事務の内容によっては、必ずしも本人と面談をしなくても適切に監督す

ることが可能な場合もあると思われる。例えば、施設費や医療費の支払など、後見人の財産管理事務が適切に行われているかを確認するだけであれば、領収書や通帳、預金証書などの原本を確認することで足りることもある。また、本人を取り巻く医療、福祉関係者、親族などと密接に連携していて、監督人においても本人に関する情報を共有しており、本人と面談するまでもなく適切に監督することができる場合もある。そのため、一般的には本人と面談する必要があることが多いと考えられるが、監督の対象となる事務の内容との相関関係によっては、必ずしも本人との面談が必要ではないこともある。最終的には個別判断になる。

また、本人と面談が必要であるとして、面談の頻度は、事案の個別性から必ずしも一律ではなく、具体的に何がどこまで期待されるのかは事案によって異なるため、頻繁に確認する必要がある事案もあれば、少ない程度で足りる事案もあるということになる。

本人死亡後の事務について

1 総論

本人が死亡した場合には成年後見等は当然に終了し、成年後見人等の法定代理権も消滅する。この場合、後見人等は2か月以内にその「管理の計算」をする

義務を負う(民法870条)。「管理の計算」というのは、成年後見人が就職してから後見終了に至るまでに、後見事務の執行に関して生じた財産の変動や現状を明らかにすることである。

この「管理の計算」を誰に対してすべきかについては民法の規定はないが、本人が死亡した場合にはその相続人に対して行うべきものとされている。後見人等が相続人にどのような資料を交付するかについては、後見人の裁量、判断に委ねられており、裁判所が判断すべきことではないが、この「管理の計算」の内容としては、後見人の在職中に生じた財産の変動を明確にし現在額を計算することをいうものと解されるため、相続人に対しては少なくともかかる計算のための書面や資料を交付することになると考えられる。

2 遺言が存在する場合の引継ぎについて

本人死亡後の後見人等による財産の引継ぎは、財産の正当な権利承継者や管理者に対して行う必要があることから、本人の遺言書が存在する場合には、後見人等においてその遺言書の内容を確認した上で、その内容に従って遺言執行者や相続人、あるいは包括受遺者への引継ぎを行う必要がある。

これに対して、後見人等自身が遺言執行者に指定されている場合、遺言執行者は相続財産の管理権限を有することから、当該後見人等が遺言執行者への就職を承諾した場合には以後、遺言執行者として相続財産を管理することになる。その場合においては、裁判所にその旨の報告をいただければ、後見人等が相続人である場合と同じように引継書の提出は不要という扱いにしている。

3 一部の相続人に対する引継ぎについて

本人死亡の場合に相続人に相続財産を引き継ぐに際し、複数人の相続人がいる場合でも、相続人のうちの1人が相続財産を引き継ぐ意向を有しているのであれば、他の相続人の意向にかかわらず、相続財産のすべてをその相続人に引き継ぎ、引継書を提出いただくことで差し支えない。したがって後見センターの扱いとしては、相続人全員の同意書の提出までは求めていない。もっとも、元後見人等がそのような引継ぎ

をした場合、後に相続人間のトラブルに巻き込まれるおそれもあるため、専門職後見人等としては、一般的には、そのような引継ぎを行うことには消極的であり、相続人全員の合意によって代表者を選任してもらって、その者に引き継ぐという形が多いと認識している。

しかし、他方で、すでに財産管理権を失っている元後見人等が相当期間にわたって相続財産を管理していることは法が予定していないものと考えられ、既に後見事務終了までの報酬を付与している以上、引継ぎまでの財産管理に要した労力を報酬に反映させることは困難な面がある。そのため、相続人間の対立が激しく、1人の相続人に引き継ぐことが困難であるなどの事情がある場合には、民法918条2項に基づく相続財産管理人選任申立てを検討いただくことになるとと思われる。

4 民法918条2項の相続財産管理人について

昨年の研修会において詳しく説明をしているので詳細はそちらを確認していただきたいが、いまだ一部の専門職で誤解されている方がいるため、あらためて民法918条2項の相続財産管理人の主な職務について説明させていただく。

まず、民法918条2項の相続財産管理人は民法27条から29条が準用されているので、不在者財産管理人の権限と同一ということになる。この相続財産管理人の具体的な職務としては、相続人に相続財産を引き継ぐことになる。したがって、引継ぎに向けた準備、すなわち、元後見人等から財産を引き継いで戸籍を調査して相続人を確定し財産目録を作成するというようなところが職務となる。

ここで注意していただきたいのは、民法952条の相続人不存在の場合の管理人とは異なり、相続財産の清算に向けた手続の積み重ねは予定されていないという点である。したがって、選任公告や相続債権者等に対する請求申出公告などは予定されておらず、相続財産を換価して清算するということも予定されていない。また、相続財産管理人名義の口座の開設は必ずしも必要ないし、一般的には預貯金は被相続人名義のまま引き継いでいただくことで足りる。

そして、不動産については相続財産管理人名義に移転登記することは想定されておらず、そのまま管理

をすれば足りる。実際の事例の中には、管理人において相続債権者等に対する請求申出公告を行ったり、不動産の登記名義を変更しようとしたり、不動産を売却、清算しようとしたケースがあったので、ご注意ください。

なお令和3年4月の民法等の一部改正により、新たに民法897条の2第1項の相続財産管理人の制度が新設されたが、この条項による相続財産管理人の権限、義務、職務については民法27条から29条の不在者財産管理人に関する規定が準用されるため、基本的には現行の民法918条2項の相続財産管理人の権限から変更はない。ただし、改正後の家事事件手続法190条の2が不在者財産管理人に関する146条の2を準用していることから、管理人は金銭を供託することが可能になる。したがって、長期にわたり引継ぎができていない事案においては、今後は同法の規定に基づいて供託をすることによって管理人の任務を終了することが可能となる場合がある。この規定は令和5年4月から施行される。

裁判所からのお知らせ

1 委任状について

手続代理人に対しての申立てにあたっての留意点であるが、申立ての際に委任状の添付のないものが散見される。また、委任状として「訴訟委任状」が提出される場合がある。ご承知のとおり、家事事件手続では「手続代理人」となり、その代理権の範囲が家事事件手続法24条で定められているので、「手続代理委任状」の提出をお願いしたい。

また、「事件の表示」については、後見開始の申立事件とすべきところ、後見人選任申立事件となっていることがある。後見人がまだ選任されていない方に後見を開始して後見人を選任する場合には後見開始の申立事件となるのでご注意ください。

「当事者の表示」では申立人氏名のみで、本人の氏名のないものが見受けられる。一般的な手続代理の委任状には本人の欄はないので、相手方欄を本人に修正するなどして本人の氏名を記載することが考えられる。

2 報酬付与申立てについて

報酬付与申立書1ページ目の本人の住所が転居前の旧住所になっていることがある。この場合、後見事務報告書記載の本人の住所欄、居所欄と不一致が生じるため、後見人等に現在の住所や居所を確認する必要が生じる。

また、裁判所ではこのページを用いて審判書を作成するので、後見人と裁判所の双方の事務を効率的に行うためにも、申立書を提出する際には、本人住所が最新の住所であるかどうか確認してから提出されたい。

その他、報酬審判においては手続費用は申立人負担とされるのが一般的であり、そのような審判がされた場合には、報酬付与申立費用は、申立人である後見人等において負担していただくことになり、本人財産から支出することはできない。この点については、書面でも案内しているところではあるが、今なお本人財産から支出されているというケースがあるので、ご注意ください。過去を含めて本人財産から支出してしまっていたことが判明した場合には、速やかに本人財産に戻入れをするとともに、裁判所にもご連絡いただきたい。

3 後見センターへの問合せについて

後見センターには多数の書記官が在籍しており、事件の進行状況や配置換えなどで担当書記官が変更するということが往々にしてある。そのため、電話や窓口で指名された書記官が必ずしも現在の担当であるとは限らないので、受付係で事件番号や本人の氏名、送話者、来庁者の氏名を伺って検索をしてから担当書記官に引き継ぐこととしているので、ご理解とご協力を賜りたい。

4 事務所上申について

審判書に事務所所在地を住所として記載することなどを希望する場合の上申書の書式を本年の5月に作成したので、参考にされたい。事務所上申は、自薦の場合は申立てと同時に、団体推薦の場合は推薦後に提出していただくようにしていただきたい。